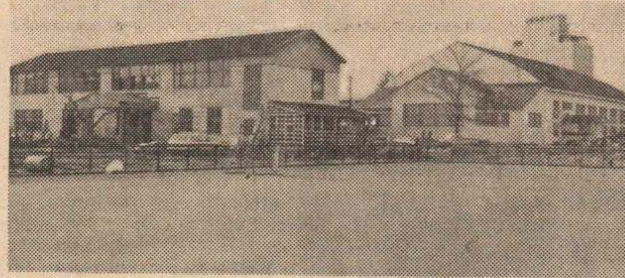
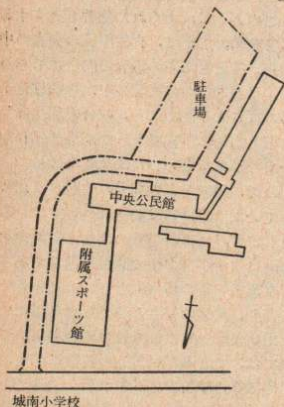


生涯教育の殿堂

中央公民館オープン間近か

中央公民館は今までの古い建物から心機一転して、かねてから予定されていた元の大館桂高等学校の後地に、6月1日オープンする予定になりその準備がすすんでいます。

中央公民館配置図



今までの旧公民館では古くて狭く、市民の皆さまに色々ご不便をおかけしましたが、今度オープンすることになりました新館では、従来結婚式とか会議に利用しておりました和室は40畳、収容人員が40人程度であったのに比べ、新しい公民館には、70畳の和室があり70～80人のかたを収容することができるため、結婚式や色々な会議のため、利用者の便宜を考慮し、広いスペースをとりました。

その他、館内の施設を紹介すると

◀スポーツ館

元桂高校の体育館を一部補修したもので、バレーボール、バスケットボールなど市民の健康に、ストレス解消にご利用下さい。

◀婦人室(和室)

婦人用の集会、会合、その他、収容人員は30名位ですご利用下さい。

◀学習室

第1学習室 収容人員 100名
第2学習室 収容人員 50名

◀美術工作室

絵・彫刻・陶芸などの芸術を楽しむために設けたもので、美術資料、諸道具も整っておりますのでご利用下さい。

新しい公民館は、市民の教養と健康の場として十分その機能を発揮できるように市でも着々とその設備を充実してゆく予定です。

なお、利用の手続きなど詳しいことは6月号でお伝えします。

「障害福祉年金」

今まで1級障害者でなければ障害福祉年金を受けることができませんでしたが、こんど法律が改正されたことにより2級障害者にも福祉年金が支給されることになりました。

障害の状態は、認定基準表(障害の程度)により判断していただき、該当されると思われる方は市役所市民課年金係に裁定請求の届け出をして下さい。

ただし、次のような場合は請求できません。

1. 昭和49年3月1日現在で70歳以上の人。
2. 公的年金の受給者(戦争公務による年金は除かれる)

《認定基準表》

「精神の障害」

◎精神病では精神病院に入院させる必要はないが、日常生活ができない状態にあるもの、例えば、次のような動作、判断等ができないもの。

1. 食事、用便、入浴、洗面、下着の交換など日常生活の基本的動作が部分的に可能なもの。
2. 食物の適否、刃物、火などの危険等日常生活の自己保全能力がある程度あるもの。
3. 集団的行動など社会的生活が困難なもの。
4. 庇護があり、指導された環境のもとに単純作業が可能なもの。

◎精神薄弱では、痴癡程度のものである。

「眼の障害」

万国式視力表の一番大きな文字がメガネをかけて2メートルの距離からやっと読める程度で、日常生活に非常に不便を感じるという程度の状態にあるもの。

「耳の障害」

耳もとでどなれば、そのうちの二つ三

つの声が聞こえる程度で、補聴器も効果が小さい程度の状態にあるもの。

「平衡機能の障害」

眼を閉じたままでは立ち上がることができず、眼を開いても10メートル以上まっすぐに歩くことができない程度の状態にあるもの。

「咀嚼機能の障害」

食物をかみくだく能力がないため流動食しか食べられない状態、または、口からこぼれるため手や器物などで防がなければ食べられない程度の状態にあるもの。

「音声・言語機能の障害」

囁き声・言語だけでは話をよく伝えられず、身ぶりや字を書いたりすることによって、はじめて話を伝えることができる

2級障害者にも年金を支給

程度の状態にあるもの。

片腕の完全マヒまたは関節の完全強直などで、片腕がほとんど使えない程度状態にあるもの。

「腕の障害」

片腕の完全マヒまたは関節の完全強直などで、片腕がほとんど使えない程度状態にあるもの。

「手の指の障害」

◎両手のおや指とひとさし指、または、おや指と中指を、つけ根から失ったもの。

◎両手のおや指とひとさし指、または、おや指とひとさし指が、完全マヒまたは完全強直などで、ほとんど使えない程度状態にあるもの、例えば、両手とも指と指の間に物をはさむことはできても、一指を他指に対立させて物をつまむことができない程度のものである。

◎片手の全部の指を、つけ根から失ったもの。

◎片手の全部の指の完全マヒまたは関節の完全強直などで、片手の全部の指がほとんど使えない程度状態にあるもの。

「足の障害」

◎両足の全部の指を失ったもの。

◎片足の完全マヒまたは関節の完全強直などで、片足がほとんど使えない程度状態にあるもの。

◎片足を足首から上まで失ったもの。

「体幹の障害」

背骨などの障害のため、屋外では杖、柵、その他の補助具の助けをかりな

人事異動(4月1日付)

～課長補佐以上～

総務課長	細田成信(職員課長)
職員課長	伊藤清治(企画室長)
市民課長	田村正六(厚生課長)
厚生課長	鎌田勝郎(水道課長)
清掃課長	牧野多門(農林課長)
農林課長	富樫政市(収納課長)
土木課長	伊藤一雄(管財課長)
管財課長	岩沢吉蔵(市民課長)
企画室長	島山勝美(企画室主査)
都市開発課長	釜谷 繁(都市開発主査)
収納課長	日景賢二(収納課補佐)
老人ホーム所長	

水道課長	久保田トキエ(看護婦)
農委・事務局長	田中晴一(水道課主査)

税務課主査	芳賀敏夫(福祉主査)
農林課主査	工藤留蔵(税務課補佐)
都市開発課主査	浜松和平(農林課補佐)

税務課主査	山田 勲(土木課補佐)
福祉事務所主査	石井景紀(管財課補佐)

菊地 博(老人ホーム所長補佐)

花矢支所主査大川修一(教委・主査)	
簡水主査	矢吹助次(病院・次長)

企画室長補佐佐藤賢次(商工観光)
収納課長補佐藤本吉雄(環境保護)

農林課長補佐田村常次郎(教委)
管財課長補佐山本礼治(管財)

市民課長補佐島山長司(厚生)
土木課長補佐渡辺二郎(税務)

環境保護課長補佐
市市民相談室長補佐

伊藤健治郎(市相)
老人ホーム所長補佐

桜庭角雄(総務)
教委・社会教育課長補佐

伊多波浩政(市民)
教委・学校教育課長補佐

一関儀一(教委)
<市立病院(婦長以上)>

総看護婦長 武石ミチ子
(総看護婦長心得)

副総看護婦長 佐藤ユキ(副総看護婦長心得)

第4病棟婦長 斎藤キミ(婦長)
結核病棟婦長 島内ユリ(〃)

精神病棟婦長 八代久子(〃)
第5病棟婦長 越前谷良子(〃)

第6病棟婦長 田中洋子(〃)

農業機械の購入は

契約時の価格で—

農業機械の価格問題等について3月5日、県と農業機械業界とが話し合いの結果次のとおり業界との話し合いがつきましましたので、お知らせします。

1. 契約書又は正式な契約書ではないが書類等により申込みしたものについては、いずれも正式の契約とみなし、その契約時の価格で販売する。
2. 上記の契約によるもので、値上げのため契約更改したものについては、当初契約時の価格で販売する。
3. 農業機械の付属品についても、契約書に明記しているものは、当時の価格で販売する。
4. 契約した農業機械及び付属品は必ず納期まで納品する。
5. 新たな契約については、契約時の価格とする。
6. 以上のことについては、農業機械商業協同組合の販売店及び各メーカー支店、営業所に対し、この取り決めに遵守するようお伝えします。